

●平成30年度 監査テーマ 産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H31.4現在)	区分
3	関連指標の数値の算定誤りについて [94ページ]	地域産業基盤強化事業に関する重要業績評価指標を、地域産業基盤強化奨励金を利用した新規立地及び設備投資した件数(累計)と設定していたにもかかわらず、誤った数値を記載していた。総合政策部からの事業評価の照会により、毎年見直しの機会があったにもかかわらず積算の誤りに気づいていなかったことは問題である。	商工振興課	誤った数値については修正をした。また、数値の根拠となる資料を添付し、積算数値を確認することで、数値の誤りを防ぐこととした。	措置・改善済
4	滞納されているインキュベートルーム利用料について [109ページ]	創業支援事業について、平成20年に利用されていたインキュベートルーム9号について、利用料166,700円が滞納の状況にあり、平成28年12月21日を最後に支払われていない。平成29年7月までの担当課で作成されている滞納整理記録しか残っておらず、債権の回収・督促に関する事務が適切に行われていることが確認できなかった。担当課職員の説明によれば、平成29年7月以降も定期的に接触を試みているが、平成29年12月以降郵便・電話とも不通の状況であり接触が困難な状況であるということである。滞納整理記録にこれらの状況を記録すべきである。	商工振興課	債権の回収・督促などの滞納整理にかかる対応については、全てめれなく記録をつけるよう課内で徹底することとした。	措置・改善済
5	請求期日を過ぎた請求書の受理について [111ページ]	創業支援事業のテイクオフ補助金について、「枚方市テイクオフ補助金のご案内」には、期日までに請求がない場合には補助できない旨の記載がある。平成29年度7～9月分賃借料の、事業者から枚方市に対する補助金請求書の提出期日が守られていない請求書があったが、補助金の支払が行われていた。	商工振興課	各期日に近づいた時点で申請者にメールにて案内をし、提出期日の厳守を促すとともに提出期日が守られていない場合は補助金の支払いを行わないことを徹底することとした。	措置・改善済
6	関連指標の数値の整合について [112ページ]	創業支援事業の重要業績評価指標として設定している、市の創業支援を受けて創業した件数について、認定創業支援事業計画調査項目表【平成29年度】の1-1～1-3の事業の合計数値は24件であるが、平成29年度の関連指標の実績値は、25件とカウントされており、両者は整合していなかった。	商工振興課	誤った数値については修正をした。また、数値の根拠となる資料を添付し、積算数値を確認することで、数値の誤りを防ぐこととした。	措置・改善済
8	補助金の支給決定にあたって団体の適格性の検討について [123・125ページ]	枚方市商店街等活性化促進事業について、枚方市商店街等活性化促進事業補助金の支給決定にあたって、補助金の交付の対象となる者は、(1)事業協同組合、事業協同小組合、(2)商店街振興組合、商店街振興組合連合会のほか、(3)(1)(2)に準ずる団体で、市長が適当と認めるものと規定されている。しかし、担当課では、(1)(2)に準ずる団体(例:商店会、商業協同組合)に対する補助金の支給決定に際して、団体が権利能力なき社団としての適格性を有しているかどうかの検討を行っていない。そのため、一部の商店会等については権利能力なき社団としての要件を備えているかどうか疑わしい団体がある。	商工振興課	補助金の交付対象者について、枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱を改正し、新たに補助金支給対象となる要件を追加し対応した。	措置・改善済
9		枚方市商店街等活性化促進事業について、ある団体については理事名簿しか入手しておらず、役員名簿を入手していなかった。そのため、監事が適切に選任されているか確認できない。補助金の申請にあたっては役員名簿の提出を求めているのであるから、監事を含む役員名簿を入手し、補助対象事業の実施が適切に意思決定されていることを確認する必要がある。	商工振興課	提出書類の不備については、チェックリストを作成し、複数人で確認するようにチェック体制を改めるとともに、各団体に対して必ず監事を含む役員名簿の提出を求めるよう改めた。	措置・改善済

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H31.4現在)	区分
10	枚方市商店街等活性化促進事業に係る補助金の事務の執行に関する不備を防止するための内部牽制機能の強化について [129ページ]	枚方市商店街等活性化促進事業について、交付の決定に際して事業者から徴収している見積書が古く、見積有効期限を超えたものがあった。見積有効期限を超えたものは、補助対象経費の算定上無効なものとして取扱うべきであった。	商工振興課	補助対象事業費等の見積書については、申請時において有効期限切れのものに対しては、有効期限内のものに差替えて提出するよう改めた。	措置・改善済
11		枚方市商店街等活性化促進事業について、回議書に記載された補助対象経費を本来594,275円と記載すべきところ、94,275円のまま決裁されていた。また、その他の補助対象経費として記載すべき126,000円が回議書に記載されないまま決裁されていた。回議書に補助対象経費の根拠及び金額を記載するのであれば正確かつ網羅的に記載すべきであった。	商工振興課	補助対象経費の誤りについては修正を行った。また、今後の事務執行に関しては、書類を複数人で確認する体制に改めた。	措置・改善済
12	審査基準の確認資料について [140ページ]	枚方市駅周辺賑わい創出事業について、実施に関する決裁を確認したところ、一部ににぎわい空間創出事業市民イベント支援基準で定める要件の充足を確認するための資料が提出されていない決裁があった。	ひらかた賑わい課	平成31年4月以降受け付ける案件については受付時にチェックリストを作り、添付・記載漏れがないようにした。	措置・改善済
13	委託料の部分払いの妥当性について [147ページ]	枚方市駅観光拠点事業委託に関して、委託料総額内の既済部分の代価として発生した事業費がいくらであったのかを適切に確認しないまま平成29年4月に委託料総額8,106千円のうち1,300千円を部分払いしていた。既済部分の代価として発生した事業費を確認するために実績報告を受け、審査を行った後に支払を行うべきである。	産業文化政策課	委託先の枚方文化観光協会と協議し、平成31年4月以降については、支払時期を四半期ごとにし、各四半期ごとに実績を書面で確認の上支払うこととした。	措置・改善済
14		枚方市観光拠点事業委託に係る契約書には4月、6月、8月、10月、12月、2月、完了後の7回に分けて(※注)支払うと規定されていることから契約書に則って支払いは行われているものの、当該契約書の規定はそもそも部分払いについて定めた上記枚方市契約規則の規定に則っていないため、不適切である。	産業文化政策課	ご指摘の契約書は、決裁文書に契約書案として添付されていたもので、正式の契約書は契約課所定のもので締結されているため、枚方市契約規則に則っており、今後もその契約書で契約を締結する。支払方法についてはNo.13のとおり改める。	措置・改善済
15	委託業務従事者の誓約書受領漏れについて [161ページ]	生活保護受給者等就労支援事業について、「枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託」の平成29年度の委託業務の実施に当たり、委託業務に従事する者1名から、「枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託仕様書 8. 個人情報の保護及び守秘義務(4)」に定める「誓約書」を受領せず業務に従事させていた。「枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託」については、その業務委託契約書第1条第1項において、「発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊の仕様書等に従い、日本国の法令を順守し、この契約を履行しなければならない」とされている。この点について、仕様書に定められた誓約書が、適切に受領されておらず、問題である。	生活福祉室	当該従事者は平成30年3月31日付で委託先事業者を退職していることから、「枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託仕様書 8. 個人情報の保護及び守秘義務(4)」に定める「誓約書」を受領することはできなかったが、平成30年度以降に従事する者からは「誓約書」を受領した。今後は、誓約書の受領漏れがないよう、課内で周知を行った。	措置・改善済
16	相談案件の管理方法及び記録票の管理について [171ページ]	平成29年度の空き家・空き地に関する相談に係る記録票を確認したところ、稟議決裁後の経過記録の一部がデータで保存されたままで稟議決裁された記録票に添付されていないものがあった。作成記録の適切な管理保存が必要である。	環境保全課	データを更新した際に必ず電子供覧を行い、決裁文書と関連がある文書として確認できるよう保存することとした。	措置・改善済

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H31.4現在)	区分
18	枚方市三世代家族・定住促進補助金交付申請書における日付の訂正について [185ページ]	枚方市三世代家族・定住促進事業に関して、平成30年2月6日に收受された「枚方市三世代家族・定住促進補助金交付申請書」(收受印第583号)について、日付の部分が訂正されている痕跡があった。 この点について、当該申請書においては、日付の訂正が行われていることは認められるものの、その方法は用紙を削り取ることで訂正前の文字を消去し、その上に正しい日付を記載するというものであり訂正方法に問題がある。当該申請書について、上記のような訂正が市で行われた事実はないとのことであるが、その申請を市が受領したことは事実であるため、公文書として取り扱われる文書の受領の際には、記載上の不備がないかの確認を徹底すべきである。	景観住宅整備課	訂正方法が用紙を削り取るということであったため、日付のみならず当該申請書における記入事項の訂正方法は、取り消し線および訂正印とすることを課員に周知し、チェック事項として徹底することとした。	措置・改善済
19	道路補修受付書綴の不備について [195ページ]	道路施設維持管理事業に関して、土木部みち・みどり室では一般市民から道路補修の依頼があれば道路施設補修伝票を作成し、受付番号を付すとともに、補修場所や補修内容を記載し、確認欄に次長以下の確認印を押印することとしている。また、補修が終わった場合、同伝票の下部に処理年月日や処理内容を記載するとともに、報告欄に次長以下の報告確認印を押印している。 全ての手続きが終了した道路補修伝票は道路補修受付書綴に綴じて保存するが、一部の道路施設補修伝票が道路補修受付書綴に綴じられていなかった。 至急原因を特定するとともに、当該伝票の所在を確かめ、綴りに適切に綴る必要がある。	みち・みどり室	当該書類については担当者が綴りこむことを失念していたもので、書類はすでに簿冊に綴り込み済みである。 供覧終了後、すぐに簿冊に綴り込むよう室内周知を行った。	措置・改善済

(No.14※注) 包括外部監査結果報告書に記載されている「4月と10月の2回に分けて」は誤りのため、「4月、6月、8月、10月、12月、2月、完了後の7回に分けて」に訂正しています。